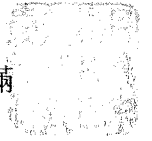


41. 扶桑町

平成21年10月28日

愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋 殿

扶桑町長 江戸 満



介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充について

みだしの件について、下記のとおり回答します。

記

【1】自治体の基本的あり方について

①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

回答

地方自治の本旨に則って、住民の福祉の増進を図ることを基本にして、地域における行政を自主的かつ総合的に実施します。

②各種の臨時交付金などは時限措置でなく、恒久的な制度となるよう国に要望するとともに、国からの交付がなくなっても、市町村独自に施策を継続実施してください。

回答

各種の臨時交付金については、緊急経済対策の一環で時限的な措置と思われませんが、継続が必要な事業については、国に対し町村会を通じ要望してまいります。また、市町村独自の施策の継続については、事業の有効性、財政状況など総合的に判断してまいります。

③税滞納世帯等への行政サービス制限条例は導入しないでください。

回答

税滞納世帯等への行政サービス制限条例の導入は、現在のところ考えておりません。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

①低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

回答（介護健康課）

生活保護法第8条に規定する基準に相当する世帯に属している場合に保険料の減免制度を実施しております。

住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮については、平成21年度より前年度よりの激変緩和措置に代えて、負担能力に応じた負担を求める観点から所得段階を7段階から9段階とし、軽減拡大の対応をしております。

②低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

回答（介護健康課）

利用料の減免については、社会福祉法人減免制度により低所得者対策を進めています。

③新基準による要介護認定について

ア. 10月からの「見直し」による介護認定が4月からの新規の認定者も含めて「利用

者不在」の認定にならないよう必要な措置を講じてください。

回答

利用者の状態を細かく聞き取り、家族等からも日頃の状況を聞いております。また常に判断の迷いなどがないよう打合せ確認を行っております。

イ. 要介護認定者やその家族・関係者などにわかりやすい説明書を配布してください。当初の認定調査申請の際によくわかる介護保険という冊子を配布し、説明しております。

回答（介護健康課）

当初の認定調査申請の際によくわかる介護保険という冊子を配布し、説明しております。

ウ. 認定調査員をはじめ介護サービス従事者に「見直し」内容の研修、説明会をおこない現場の混乱がおきないようにしてください。

回答（介護健康課）

現任者研修への参加をすすめていきます。また判断基準等については、ディスカッションをし、調査員の資質向上、標準化をしていきます。

④特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

回答（介護健康課）

特養老人ホームの待機者解消や介護サービス量等動向も十分検討し、地域密着サービスを重点に、現第4次高齢者保健福祉総合計画内での整備にむけ反映していきたいと考えています。

※基盤整備にかかる事業者に対する助成制度については、現在のところ考えておりません。

⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

回答（介護健康課）

県等関係機関の指導協力のもとに、介護労働者の処遇等が適正に実施されるよう指導等してまいりたいと考えています。

（2） 高齢者福祉施策の充実について

①配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食（ふれあい）方式も含め実施してください。

回答（介護健康課）

配食サービスは、月曜から土曜日の週6回（夕食）実施しています。また、盆休み・年末年始も実施しています。声かけ等しながら高齢者の見守り等十分配慮しながら実施しております。（参考 社会福祉協議会において、一人暮らし老人、高齢者世帯等を対象に、ボランティアによる会食、配食サービスを実施しています。）

②高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。
ア. 敬老パスや地域巡回バスなどの外出支援

回答（介護健康課）

80歳以上の方及び40～79歳の介護認定者を対象に、年36枚のタクシーチケットを交付しています。（80歳以上の方で介護認定者には、さらに24枚追加の交付もあります）

イ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充

回答（介護健康課）

閉じこもり予防のために町単独事業の「宅老事業」や「デイサービス事業」の利用

などにつなぎ、高齢者の自立を図っていくよう努めています。

(3) 障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

回答（介護健康課）

介護度1～3を障害者（所得税法施行令第10条第1項第7号該当）、介護度4、5を特別障害者（所得税法施行令第10条第2項第6号該当）と位置付け、個別に意見書、調査票から判断し、全員を対象としています。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

回答（介護健康課）

すべての要介護認定者に、「障害者認定書」を発行しています。

2. 高齢者医療などの充実について

①後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度の対象を拡大してください。

回答（住民課）

保険医療全体の運営を考えていく中で、一部負担金の無料化や給付金対象だけではなく、個別施策の優先順位を考慮しながら、永続的に安定した運営が可能なより良い制度にしたいと考えています。

②70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、1割分を助成して、自己負担を1割負担に据え置いてください。

回答（住民課）

前政権下においては、70歳から74歳の2割負担は凍結するとの方針が政府と与党間で合意されていきました。現政権においても、負担増とならないように次年度概算要求されたものと承知しています。

③後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

回答（住民課）

発行していません。

④後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

回答（住民課）

県の制度に沿って実施しており、県が障害者医療費助成制度を適用するように変更した場合には同様に適用したいと考えています。

⑤肺炎球菌ワクチンの接種費用の助成制度を設けてください。

回答（介護健康課）

肺炎球菌ワクチン任意の予防接種としており、厚労省では有効性、安全性に対する調査等ワクチンの必要が検討されておりますが、本町としての費用助成は国の検討状況を踏まえながら研究していきたいと思っております。

3. 子育て支援について

①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付（窓口無料）で実施してください。

回答（住民課）

01課の
高収入世帯
低所得者への対応

現状の小学校6年生までの実施を維持していきたいと考えています。

- ②妊産婦健診は、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。
超音波検査は、厚労省通知に示されているように、最低4回を年齢制限なしに助成してください。

回答（介護健康課）

妊婦健診については、平成21年4月から産前7回を産前14回に拡大し、妊婦健診の充実を図っています。超音波検査回数の拡大については、平成22年度にむけ検討していきたい。

- ③ヒブワクチンの任意予防接種の費用を助成する制度を設けてください。

回答（介護健康課）

制度の必要性は高いですが、物理的にワクチン量が限られることと、健康被害に対する国の救済制度面が不十分な為、非常に難しい課題となっております。

- ④就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.3倍以下の世帯までとしてください。また、申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。

回答（学校教育課）

就学援助制度の対象は、要綱に定める認定要件に該当するかたです。現在、生活保護基準額を認定要件としておらず、国の基準どおりに行っています。

4. 国保の改善について

①保険料（税）について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料（税）の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

回答（住民課）

- ・現状の一般会計からの繰入額を維持していきたいと考えています。
- ・減免制度については、平成20年度から所得ゼロ世帯を対象とする減免を開始し、低所得者に対する緩和を実施しています。
- ・保険税の引き上げについては、医療費などの動向を勘案し、慎重に検討します。
- イ. 少子化対策として就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

回答（住民課）

・保険税改正に当たっては、均等割という制度の性質上、対象者の一部を除外することが適切かどうかという観点も踏まえ、永続的に安定した運営が可能な額を検討します。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

回答（住民課）

・保険税改正に当たっては、均等割という制度の性質上、対象者の一部を除外することが適切かどうかという観点も踏まえ、永続的に安定した運営が可能な額を検討します。

今年05.15倍の申請あり

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

回答（住民課）

保険税の減免制度だけではなく、国保全体の運営を考えていく中で、個別施策の優先順位を考慮しながらより良い制度にしたいと考えています。

②保険料（税）滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳の年度末までの子どもがいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行し

ないでください。なお、義務教育終了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

回答（住民課）

発行していません。

イ. 保険料（税）を支払う意思があって分納している世帯には、正規の保険証を交付してください。

回答（住民課）

納税相談等により、納付計画に従って納付されている世帯については、正規の保険証を発行しています。

ウ. 保険料（税）を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料（税）の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

回答（住民課）

現年分については、実施していません。

実施する場合には、生活実態等を十分に話し合いながら進めています。

③一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度の案内チラシ・申請書などは、行政窓口および医療機関の窓口におくなど、制度を広く住民に周知してください。

回答（住民課）

一部負担金の減免制度だけではなく、国保全体の運営を考えていく中で、個別施策の優先順位を考慮しながらより良い制度にしたいと考えています。

5. 障がい者施策の充実について

①障がい福祉サービス、自立支援医療、補装具の利用料負担、施設での食費などの負担を、市町村独自に軽減してください。

回答（福祉児童課）

国の基準に従い実施する。

②市町村が行っている地域生活支援事業（移動支援・地域活動支援センター・日常生活用具等）の利用料をなくして下さい。

回答（福祉児童課）

地域生活支援事業の利用者負担金は、町民税所得割が16万円未満の場合、5%（軽減前10%）としている。現在の軽減措置を継続する。

③親亡き後の障がい者の生活を守るために、ケアホーム・グループホームの建設・設置費補助、運営費補助を市町村単独で行ってください。

回答（福祉児童課）

ケアホーム・グループホームの建設費の助成は考えていない。運営費助成についても同様である。

6. 健診事業について

①特定健診、がん検診、歯周疾患検診の自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

回答（介護健康課・住民課）

・特定健診については管内2市1町と連携をとりながら健診項目、費用等について医師会と協議をして進めています。特定健診の自己負担について、1,000円負担して頂いていますが引き続き無料にするよう検討していきます。

実施期間については、本年度は7月から10月まで実施していますが、通年実施については、保健指導の年度内実施を考えているため難しいと思われます。健診は個別で実施

しています。

歯周疾患検診については、節目検診として無料で通年実施しています。

がん検診については、個別医療機関委託方式（7月から1月）なお、集団方式（5月から3月）で一部負担をお願いしています。

- ・特定検診の自己負担金については、尾北医師会管内での調整をしているところです。
- ・検診案内や保健指導の年度内実施を考慮すると、通年実施は困難と考えています。
- ・現在は個別検診のみの実施ですが、受診者拡大のためには集団検診も有効であるかどうかも含め、未受診者に対するアンケート等により調査したいと考えています。

②40歳未満の住民を対象に健康診査を自己負担無料で実施してください。

回答（介護健康課）

現在、40歳未満の住民を対象に一部負担が伴いますが、さわやか健診、子宮がん検診についての健診事業を行っております。

③歯周疾患検診を毎年無料で受けられるようにしてください。

回答（介護健康課）

歯周疾患検診については、節目検診として無料で通年実施しています。

7. 生活保護について

①憲法25条および生活保護法に基づいて、生活保護申請を認めない或いは妨害することのないようにしてください。また、保護が必要な人には早急に支給してください。

回答（福祉児童課）

現在も適切に対応している。

②愛知県通知（2008年12月11日）に基づき、稼働能力や居住地のないことを理由に生活保護申請を拒否することのないようにしてください。

回答（福祉児童課）

通知の趣旨にしたがい対応している。

③そのために、専門職を含む正規職員を早急に増やしてください。

回答（福祉児童課）

現在は、兼任である。今後も同様の態勢で対応する。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。また、社会保険庁の解体をやめ、民営化は凍結してください。

回答（住民課）

政権交代を受け、現在国による議論が進められているところであり、様子を見守りたいと考えています。

②後期高齢者医療制度は廃止してください。国民健康保険への国庫負担を増額してください。

回答（住民課）

政権交代を受け、医療保険制度全体について国による議論が進められているところであり、様子を見守りたいと考えています。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護認定基準を元に戻してください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

回答（介護健康課）

負担の軽減と給付の改善等については、国の制度的な面もあり、今後研究していきたい。

- ④義務教育終了までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充してください。

回答（住民課）

政権交代を受け、子育て支援全体の在り方について国による議論が進められているところであり、様子を見守りたいと考えています。

- ⑤消費税の引き上げは行わないでください。

回答（政策調整課）

消費税の引き上げについては、民主党政権は4年間引き上げることはないが税制全体の中で考えなければいけないとの見解を示している。

一方、人口減少・少子高齢化が進む中、社会保障費は増大するばかりであり、その財源を安定的にどのようにして確保するかが課題であり財政の健全化と併せ税制の見直しは必要となってくると思っている。

- ⑥社会保障費2200億円の削減方針を撤回してください。また、これまでの医療費抑制策で崩壊寸前の医療現場を救うために、国の責任で医師・看護師不足を解消してください。

回答（住民課）

社会保障費2,200億円の削減については、概算要求時点で、事実上撤回された予算要求になっていると報道されています。

- ⑦障害者自立支援法を早急に廃止し、障害者総合福祉法を制定してください。

回答（福祉児童課）

国が対応すべき事柄である。

- ⑧介護保険サービス利用者としてされている、65歳以上の障害者および40歳以上の16特定疾病該当者のうち障害として認定されているものに対して、介護保険を優先適用するのではなく障害者施策を優先適用してください。

回答（福祉児童課）

国の通知に従い対応する。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。

回答（住民課）

医療制度全般の将来的な安定運営を図るため、少子高齢社会の急速な進展などの社会情勢を考慮し、県としての判断をしたものと考えており、本町として県に意見書を提出することは考えていません。

- ②後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にするための医療費助成制度を設けてください。当面、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度の対象を拡大してください。

回答（住民課）

医療制度全般の将来的な安定運営を図るため、少子高齢社会の急速な進展などの社会情勢を考慮し、県としての判断をしたものと考えており、本町として県に意見書を提出することは考えていません。

- ③70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、自己負担を1割負担に据え置くために、1割分を助成する医療費助成制度を設けてください。

回答（住民課）

前政権下においては、70歳から74歳の2割負担は凍結するとの方針が政府と与党間で合意されていました。現政権においても、国民の負担増とならないように、社会保障費の自然増分を満額含んで次年度概算要求されたものと承知しています。

④後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。

回答（住民課）

広域連合からは、知事に対して7月31日に「健康診査事業に対する財政支援」の要望書を提出しているところであり、本町としても他市町村と同一歩調で進みたいと考えています。

⑤子どもの医療費助成制度の対象を通院についても中学校卒業まで拡大してください。

回答（住民課）

要望したいと考えています。

⑥国民健康保険への県の補助金を増額してください。

回答（住民課）

要望したいと考えています。

⑦精神障がいがある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。

回答（住民課）

要望したいと考えています。

⑧障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。

回答（福祉児童課）

自立支援給付については、国の基準どおり進める。地域生活支援事業については、現在の軽減制度を継続する。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。

回答（住民課）

広域連合からは、知事に対して7月31日に「健康診査事業に対する財政支援」の要望書を提出されています。

②低所得者に対する独自の保険料および一部負担金の減免制度を設けてください。

回答（住民課）

各広域連合独自の減免制度にするのではなく、国の責任において保険制度に組み込むべきものと考えます。

③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。

回答（住民課）

発行されていません。

④後期高齢者の意志が十分反映できる制度的保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議会（仮称）を設置してください。

回答（住民課）

愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会が設置されており、平成21年度には、第1回目が10月21日、第2回目が2月ごろに開催される予定となっています。